

◆自主防災組織（提出書類の書き方、補助金の詳細について）

- 自主防災組織の規約、組織等はそれぞれの自治会で自分たちに合ったものを作成するものですが、一から作成するのは大変な作業です。そこで、代表的な自主防災組織の規約書等を基に書類の様式を作成しました。様式の内容に問題がない場合は記入例を参考にして空欄に手書きで記入すれば、書類が完成します。もちろん、独自のものを作成していただいて結構です。パソコンで編集できるデータもお渡しできますので、お問い合わせください。
- 設立補助金の申請は結成届の提出と同時にできます。設立補助金の申請に必要な添付書類は結成届の添付書類と同じものですので、一部添付していただければ結構です。
- 以前から組織が存在していて活動を行っていたとしても、設立補助金は交付されます。
- 事業補助金の申請の際は、補助の対象となるもの、ならないものがございますので、事前に電話等で総務課消防防災係までお問い合わせください。
- 事業補助金の申請については複数の事業をまとめて申請していただいて問題ありません。ただし、複数の事業を個別に申請する方が補助額が多くなる場合があります。（例えば、100,000 円の経費がかかる事業を 2 つ実施するとします。防災事業への補助の場合、「適切な防災 1 事業に対し、経費の 2 分の 1 以内について 50,000 円を限度に交付する。」とあります。従って、2 つの事業をまとめて申請すると、合計 200,000 円の経費のかかる事業に対し 50,000 円の交付となります。それに対し、個別に申請すると 100,000 円の経費のかかる事業それぞれに対して 50,000 円、合計 100,000 円の交付となります。）
- 事業補助金の申請について、申請回数の限度はありません。ただし、資機材に対する補助金については単年度 100,000 円を限度とさせていただきます。
- 次年度も同じ事業（毎年行う防災訓練等）について補助金の申請をすることができます。

- 申請があったものについては全て補助金を交付する予定でありますので、資金計画書の収入欄に補助金を計上していただいて結構です。